

平成23年第5回（9月）みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成23年9月8日（木曜日）

議事日程 第2号

平成23年9月8日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

- ◇ 原澤良輝 君・・・1. 原子力発電所と使用済み核燃料の最終処分場を受け入れることを拒否することについて
2. 国民健康保険料を引き下げることにについて
 - ◇ 前田善成 君・・・1. みなかみ町の税負担について
2. 体育施設の施設運営について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

議 長（久保秀雄君） 本日は、定刻までにご参集いただきまことにありがとうございます。
ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（久保秀雄君） これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。
議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第 1 一般質問

通告順序5 10番 原 澤 良 輝 1. 原子力発電所と使用済み核燃料の最終処分場を受け入れることを拒否することについて
2. 国民健康保険料を引き下げることにについて

議 長（久保秀雄君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問については、6名の議員より通告がありました。
昨日、4名の質問が既に終了しておりますので、本日は2名の方より順次質問を許可いたします。
10番原澤良輝君の質問を許可いたします。

（10番 原澤良輝君質問席）

10番（原澤良輝君） 10番原澤良輝、通告に従い一般質問を行います。
2つ行いますけれども、1つは原子力発電所と使用済み核燃料の最終処分場を受け入れることを拒否することについてであります。
3月11日の東日本大震災は、地震と津波という自然の力を嫌というほど見せつけられました。それに続く福島第一原子力発電所事故は、原子力は危険という現場の声を無視した安全という架空の神話にすぎなかったことが明らかになりました。
町長は、被災した福島県相馬市の原発避難民を即座に16日から1000人規模で受け入れる決定をし、みずからも岩手県まで足を運んで被災者受け入れに力を尽くしたこと、それから、県内他市町に先駆けて空中放射線量を測定し公表したこと、また、県の測定で放射線量が高かった学校の校庭など測定を実施し、児童の安全を確保するなど、震災発生以来4カ月の行動は評価をしております。

そこで、町長に伺います。地震大国の日本に原発をつくったこと、それも地震の少なく、内陸に位置するアメリカの原発をそのまま津波の多い海岸につくったことは、これは人災だというふうに考えますけれども、町長はこれは安全だというふうに思っていますかどうか、お聞きします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 今のご質問については、現時点で原発が安全なものとして理解するかどうかというご質問だと思います。

今、技術的に内陸に位置するという設計のものが海岸に設置されているということについては、認識しておりませんし、我が国の原発が海岸に立地しているということにつきましては、この間いろいろ言われてきていますように、冷却のために海水を利用するというので海岸に立地しているというふうには理解しております。

今のご質問は大変難しいわけでございますけれども、この間、原子力発電が安全性が確保されているという議論がなされてきたわけですが、それが実態的に福島第一原発においてそうではなかったということが言われたわけですから、現時点においてすべてが安全だということは言い切れないと、それはそのとおりだというふうに思っております。現実的に福島第一原発の事故があったと、その原因については、津波によって電力系統が働かなくなったというのがそのきっかけであるということについては、そのとおり認識しております。

議長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君質問席）

10番（原澤良輝君） この間、映像をしっかり見せてもらったんですけども、津波によって電源が切れたというんじゃなくて、津波が来る前にもう既に映像ではとまっていたというふうなことがありました。衆議院の科学技術イノベーション推進特別委員会に報告された政府の試算によれば、東電福島第1から第3号機事故で大気中に放出された放射性物質は、セシウム137が1万5000テラベクレル、1テラベクレルは1兆ベクレルだそうですが、これは広島に投下された原爆から放出された89テラベクレルの168倍になります。しかも原爆に比べて放射線の減り方がおそいそうです。

この放出された放射性物質で多くの住民が避難生活を余儀なくされただけでなく、稲わらまで汚染されて、それを食べた牛から放射性物質が検出されました。放射線の総量が多い場合は、予測のつかないところで濃縮が起きているそうであります。放射線は見えないため、現在の避難地域よりもより広範囲に被爆した可能性があります。また、原発事故はいまだ収束の見通しが立たず放射線を出し続けており、今後の被爆も予想されます。

赤城沼のワカサギから基準以上のセシウムが検出されたり、沼田市のごみ処理場の飛灰から8000ベクレル以上のセシウムが検出されています。また、沼田市地蔵橋隣の下水処理場の汚泥からも県内一のセシウムが検出されました。福島原発から200キロ離れている利根沼田で放射性物質の汚染が問題になっています。町民が不安に感じて不思議ではないと思いますが、町長はどういうふうに考えていますか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） ご質問の一番最後について端的にお答えすれば、町民の方が大変不安に感じているということについては重々承知しております。このことについては、何人かの方のご訪問をいただいて意見交換させていただいたと、昨日もお答えしたとおりでございます。

少し今のご質問の中で答えさせていただきますけれども、まず、一番最初に、今回の事故で大気中に放出された放射性物質、特にその中でセシウム137については、1万5000テラベクレルということで発表されております。これについては、今ご指摘のように、広島に投下された原爆で放出されたセシウム137でいうと、89テラベクレルだと。したがって、計算すれば168倍であると、これは発表されておりますし、このことについては承知しております。

ただ1点、それに敷衍して少し確認しておきたいのは、ただいま議員のほうから被曝のお話がありました。これについては、質問書の中に文章で書かれておまして、被曝の「曝」が爆弾の「爆」、火への「爆」ということをお使いになっていらっしゃいます。これについては、議員の認識の中に、原子力発電所の被曝問題と原子力爆弾の被曝問題と同一の認識があるのではないかというのが若干気になるところでございます。これについては、よくご存じのとおり、原子爆弾については全く効用のあるものではありませんし、あのエネルギーのうちの50%が爆風になり、熱線等が30%、残りの20%弱について放射線というエネルギーの放出をするということでございます。

端的に申しますと、先ほど申し上げたように、全く効用のない原子爆弾と原子力発電所というものを同列に議論することは、これは違うのかなというふうに思っておりますし、今ご指摘のありました放射性物質、正確に言うと放射性核分裂生成物質というそうでございますけれども、これについてセシウム137、これだけで見ましてもチェルノブイリ原発で7万4000テラベクレルから8万6000テラベクレル放出されていると言われております。したがって、これで見ますと福島の原子力発電所は、チェルノブイリで出たセシウム137で見ますと、その17%なり20%程度だというふうに言われています。大きな事故であることは間違いありません。

ただし、この間、大変多くの国民が反対運動の先頭に立ってまいりました原子爆弾の開発、あるいはその実験ということについて、1945年から半世紀にわたって大気圏内核爆発実験が行われ。そのときに放出されている、さっき申し上げました物質というものがセシウム137で見て112万テラベクレル。したがってチェルノブイリの13倍、福島原発の75倍という事実がございます。この辺の活動を強化するというのは、皆さん方のご努力を私も評価しておりますし、重要なことだと思っております。

今申し上げたセシウム137でいうと、福島原発の75倍のセシウム137が核実験によって空中に放出されたと申し上げましたけれども、これをセシウム137に限らずすべての放射性核物質というものの放出で見ますと、約2000倍から4000倍が大気圏内核実験で放出されたとされています。今の地球というのは、そういう状況にあるということ自体は事実としてあるんだと思っております。もちろん、そのことの影響であるとか、そういうものについては非常に大きな差があると、これは素直に認めております。もちろ

ん、先ほど一番最初にお答えしましたように、原子力発電所による事故によってですね、空中に飛散した放射性物質が安全だということではありません。ただ、客観的な事実を踏まえた上での議論というものを必ずやっていくということが必要なだろうと、改めて思っているところでございます。

議長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君質問席）

10番（原澤良輝君） 町長のところに行った原稿が、火へんと日へんと違っているの、それは失礼いたしました。私のほうは訂正をさせてもらってあるんですけども、原子爆弾の場合は火へんの「爆」で放射能の場合は日へんの「曝」を使うというふうに使い分けているようにございます。たしか政府の報告の中でも、一応そういう原爆と一般の放射線の被曝のほうについては、一概に比較はできないというふうな注意書きがあるのは確かです。

ただ、いろいろな考え方によってはですね、チェルノブイリの場合は、1回の爆発でそのまままっちゃってそれを封鎖でした。ただ、福島原発の場合は、まだ現在も出し続けていると。そういう面では、非常に危険な面がまだあるんじゃないかというふうに思っていますし、いつごろまでなるかというのがまだはっきりしていないので、そういうところも危険だし、60キロなり70キロなり離れたところの外に置いた稲わらが汚染されて、それから飼料として使われたことに対する汚染の問題がどういうふうに出るかというのが、まだその辺のところははっきりしないので、そういう危険とか不安とか、みんなあると思います。それはこれから収穫される農作物についても同じだなというふうに感じています。

6月から8月にかけて、県内で原発や放射能に関する学習会が連続して開催されました。私も、川場村、沼田市、前橋市の学習会に4回参加させていただきました。なぜ利根沼田地域が空中放射線量が高くなったか、その理由やそれへの的確な対処方法などを知る必要を感じたからであります。高速増殖炉もんじゅの元設計者は、北海道泊原発の建設などにかかわった現場の状況を話をしてくれました。建設現場では、原発は危険なものというのは職員、現場の作業員の常識だそうであります。マスコミや御用学者と言われる人たちが振りまく安全神話は、本当の神話だなというふうに感じているそうです。全くの神話ですと、そういうふうに言い切っております。

また、28歳で広島に軍医として駐屯中に被爆して、現地での被爆者治療や、救援に駆けつけながら被爆した人たちが内部被爆を受けて、長期にわたって闘病生活をしているのを支援し続けた経験など、原爆や放射能の恐怖を非常にわかりやすく教わりました。

日本は54基の原発があります。スリーマイル島、チェルノブイリ、福島の原発事故を受けて、原発に頼らないエネルギー政策への転換が求められてきております。現在、中国は稼働している原発が14基だそうです。27基が建設中で、2030年までに100基にする計画だそうです。

上海の近くに秦山原発というのがあって、150万キロワットの出力で福島第一の1号、2号機を合わせたよりも大規模だそうです。ここで原子炉の大爆発が起きたら、放射能を含んだ死の灰が偏西風に運ばれて、黄砂と同じような感じだと思うんですけども、日本

列島を南から北まですっぽり包んでしまうと。考えたくないことですが、決して杞憂でないことを福島原発の事故や例の高速鉄道の事故に対する態度などが教えてくれています。原発は未完成な技術です。事故があれば人類と共存できない異質の危険があります。こうした危険について、町長のお考えをお聞かせください。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 危険についての認識ということでございます。

少し、今お話しの中から順次話させていただきたいと思いますが、利根郡でなぜ放射線量が高いのか、特に県内においてですね。このことについてはいろんな検証がなされておりますけれども、今、原澤議員が最初におっしゃいましたように、福島原発の事故においては、まだ放射性物質が放出し続けられているという事実をおっしゃいました。利根郡でなぜ空中放射線量が高いのかということについては、各種の検討の中では定説ができ上がっていると思っておりますし、このことについては各種の講演会に出かけていらっしゃるということで、原澤議員も十分認識されていると思っております。

基本的には、3月15日だったでしょうか、水素爆発のときに舞い上がったものが、その時々気象条件によって放射性物質の落下密度が違い、放射線量の高い地域が偏在するということだと思います。したがって、どういう形で放射性物質が拡散するかということについては、非常に不定形だということだと思います。

そういうことが非常に危険性を感じると、それはそのとおりだと思っておりますし、それらもろもろの対応について国も県も、あるいは具体的にはそれぞれの市町村も安全な、例えば今ご指摘のありました稲わら等々を経由して肉がどうだとか、あるいは、今、町のほうでも準備を進めておりますけれども、これから収穫に入る米について、特にセシウム137の含有がどうなのかということについては、個別に対応していくという中で、国民に対しての安全な食料の供給という手段についても順次確保されているんだと思っております。

今お話のございました中国で今後どんどん原子力発電所がふえると一朝事故があったときに偏西風ということを見ると、日本で非常に大きな被害が生ずるだろうというのは、今回の福島県の事故が利根郡、しかも一度北に行ってもう一回南に戻って南から利根郡にたどり着いたという分析がなされておりますので、そういうことから考えると、中国の原子力発電所が事故を起こせば日本も大きな被害があるだろうと、影響があるだろうと、これは否定のしようもございません。

とは言いながら、そのことについて中国の原子力政策がどうであるとか、少なくとも町の立場で議論できることではないと思っております。最後にお聞きになられたことについては、最初にお答えしましたので、多くの町民の方が原子力発電所、一朝事故があったときに大変不安だということというふうには思っているということについては、重々承知しております。

議長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君質問席）

10番（原澤良輝君） これから収穫する米については、セシウムの吸収率が0.1ということで、そんなに来ないかなというふうには思っているところです。

7月26日付の上毛新聞に、同社の原発と代替エネルギーについてのアンケートに、町長のみが、原発の使用済み核燃料などの最終処分地の立地を求められた場合の対応には「賛成する」と回答した記事が掲載されたため、私は26日の午後に町長室に抗議に行きました。それはきのう、抗議を受けたというふうに言われていたとおりであります。その際、日本共産党が6月13日に発表した「原発からのすみやかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を国民的討論と合意をよびかけます」と題した提言をお渡ししました。

「トイレなきマンションに入った」と言われるように、100万キロワットの原子炉が1年間稼働するとすると、広島型原爆100個分の死の灰がたまります。まだこの死の灰を安全に閉じ込める方法はありません。世界有数の地震国、津波国に安全な原発はありません。5年から10年で原発ゼロのプログラムを作成し、老朽化した危険な原発から廃炉にしていき、住民合意の得られない原発は停止する政治決断をしてほしいということと。

それから、環境省がことしの4月に公表した「自然エネルギーは20億キロワット以上で、現在日本にある発電設備の電力供給能力の10倍、原発54基の能力の40倍あります。自然エネルギーの本格的導入に踏み出すときであります。なお、人類の未来を長い視野で展望して、原子力の平和利用に向けた基礎的研究は継続発展させます」と、この提言について町長の見解をお聞かせください。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 昨日、上毛新聞の記事になった件については、お答えいたしましたので、重ねはやめさせていただきますけれども。

自然エネルギーの開発の可能性、それで総量が幾らだというのは、ご指摘のとおりだと思います。その中で、即時に原子力発電所に全く依存しなくて、日本の経済なり生活なり成り立つのかということについては、急には無理だろうということでございます。きのうもお答えしましたが、現在、約3割の電力が原子力発電所で賄われておると。それについて、いきなりゼロには無理だろうという趣旨でお話ししました。

自然エネルギーについては、開発していくべきだろうと思っておりますし、具体的な内容といたしましては、みなかみ町においても太陽光発電を大々的にやる、これについては町独自でやるわけじゃなくて、国として展開することがあれば、このみなかみ町のあいている土地といいますか、太陽が降り注ぐ場所も見つかるというようなときには適切に対応すべきだと。もう1点、その間で議論されておりますのは、既に高圧送電線が町内には張りめぐらされておりますので、非常に立地的には有利なんだろうというようなことも言われておりますので、それらについては積極的に進めていくべきだと思っております。

唯一、自然エネルギーを最大限に開発するということに、コスト、コストというのは経済上の投資額だけじゃなくて、例えば場所、面積が非常にたくさん要るとか、あるいは違った形でのいろんな影響、それは開発するものによっていろいろありますけれども、例えばで言うと、この間、水力発電というものについて、水力発電の発電量が落ちてきています。これは何かというと、水利権更新をするたびにすべての水を取水管に流してしまっているのかと。そうすると河川の水がなくなりますので、非常に環境、自然によくないということで、この間、水力発電については、水利権更新のたびに地元の河川の状況を考えて、

どちらかという取水量が減るといふ方向に動いていますので、自然エネルギーそれぞれによっていろんな特徴はあると思いますけれども、ある意味、いろんなコストがかかってくる。そのバランスをどうとるかということについても考えつつ、自然エネルギーの開発を進めるべきだろうと。余分でございますけれども、そういうふうにも思っております。

議長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君質問席）

10番（原澤良輝君） 共産党の提言でも、すぐ原発を廃止するというのではなくて、5年から10年をかけてというふうな提言の仕方をさせてもらっています。原発が現在3割の発電を占めていると言われますけれども、実際は順次停止をしていくので、そんなになっていないというふうに思います。原発の発電能力というのは、4880万キロワットなんですけれども、そのうち今2700万キロワットぐらいの発電をしています。

片や水力については4779万キロワット、ほとんど原発と同じ能力を持っているんですけれども、原発は一度火をつけるととめられないので、その調整弁として水力は790万キロワットしか発電をされていません。そういう面では、原発を運転するために水力が休んでいるというふうに言われてもしょうがないかなというふうに思いますし、休んでいる火力発電所もありますので、その辺のところは計画的にすれば電力不足ということにはならないというふうに考えています。

菅前総理なんですけれども、突然消費税を10%にするとか、TPPに参加するとか、脱原発に取り組むと、党内の根回しもなくいきなり発表してしまう手法が目につきました。そのことへの町長の反発はわかりますが、そのことと町民を放射能汚染の危険に巻き込むことは区別する必要があるんじゃないかというふうに考えます。町長は2万3000人の命を守る使命があります。自分の意思、意地を貫きたい気持ちはわかりますけれども、町民がふるさとにいられなくなるような原発や使用済み核燃料の最終処分場の受け入れについては、ぜひとも撤回をしていただきたいというふうに考えますけれども、よろしく願います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 最後のお答えは明確に申し上げますけれども、その前に今何点かご指摘がありました。私の気持ちについて、中央の首相の動きの話なのでダイレクトに言えないということも踏まえて、きちっと理解していただいていますので大変ありがたく思っているところです。

さて、ちょっとさっき申し上げましたけれども、水力の発電可能量、これについては4797万キロワットですか、確認するまでもなくそういうことだろうと思っておりますし、原子力発電の発電能力、これについては4885万キロワット、これは並べればそのとおりほぼ同量あるわけなんですけれども、発電量で比べると非常に大きな差があると。

これは何かというと、今、原発を動かすために水力発電の発電量を落としているというご指摘がありましたけれども、何も電力会社の肩を持つことはありませんけれども、先ほど申し上げたような事情で、水力発電というのはともかく戦後、すべてを犠牲にして水力発電で電力を発電することが日本の経済の発展につながるんだというときには、あ

る意味で全部使ってなるべく発電していこうということだったと思いますけれども、今はさっき言ったように、水をどこで流してどういう影響があるんだという中で、同じ発電能力があってもその稼働率が落ちているというのは事実でございますし、水力発電についてはその地域の水、利用できるもので発電するわけですから、どうしても発電能力に比べて発電量がですね、いろんな数字があると思いますけれども、約10%から20%程度の発電量になると。24時間動かせない、フルシーズン動かせないということだと思います。これは先ほどおっしゃった原子力発電所との大きな特性の違いだというふうには思っています。

ですから、発電能力が同等だから、原発のかわりに水力発電をフル稼働させれば全部賄えるんだということは違うと。これはもう原澤議員もよくご存じだと思いますけれども、もしそういう誤解があるといけないので、改めて答えさせていただきました。

さて、それで原子力発電所、あるいは使用済み核燃料の処分場を受け入れるかのごとく町民の人がとらえて、大変不安に感じられたということについては、昨日の林一彦議員のご指摘もございましたので、ご心配をかけて申しわけなかったというふうに率直に思っています。

あのことについては、やはり実際に原子力発電所が立地している市町村、自治体もあり、そしてまた最終処分場を受け入れて動いている市町村もあるという前提で、そういうところの判断というものを全面的に否定するのはいかがなものかなと思ったというのは申し上げたとおりでございますし、先ほどお話のありましたトイレなきマンション、もう端的に言うと、排せつ物をビニール袋に入れて食卓に並べていると。それはもう今回の福島でわかったとおりです。それはそうだと思います。だからやめるということなのか、今少なくとも排せつ物があるんだから、それを何とか処理して、その中で徐々に低減させていくのか、そのことはあろうかと思えます。

そういうことを考えても、やはり日本の中の、自治体でいえばどこかの自治体が責任を持ってそういうものを処理していただくということはあるんだと思います。それがきのうも申し上げたように、みなかみ町ではないと私は思っています。

みなかみ町については、繰り返しになりますが、首都圏3000万人の生活と命と、そして産業を支える水という点で、その60%のダム容量を町内4つのダムで持つておるという責任を果たしておりますので、そのことについて重ねて核燃料最終処分場の受け入れという責務を果たす必要はないと、国民的立場に立った役割分担としてもその必要はないと思っていますし、逆に水という意味で貢献しているということについては、科学的な判断か心理的な判断かは別として、首都圏3000万人の人がみなかみ町に核燃料物質等の最終処分場を受け入れるべきだという判断はあり得ないと思っています。

ということは、国民的視点に立った要請というのではないということですから、私が答えたのは、国民的要請というものについては果たす必要があるのではないかという視点でございますので、明確に、我がみなかみ町に原子力発電所の設置が、もちろん私は誘致していませんけれども、頼むと言ってくることもあり得ないだろうと思っていますし、核燃料の最終処分場を受け入れてくれという話も来ないと思っています。もちろん、そのことに

ついて、来てくれと、積極的に誘致するというような気持ちはもともとございませんし、全くそんな動きもしておりません。

繰り返しになりますけれども、町民の皆さんが違う形で理解されて、心配されたということについては大変申しわけなく思っておりますし、昨日の林一彦議員並びに本日の原澤議員、両方ともその辺を確認していただいておりますね、町民の不安をなくすという意味で大変ありがたい質問だと思っておりますことを繰り返しまして、答弁を終わらせていただきます。

議長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君質問席）

10番（原澤良輝君） いろいろ回答をいただきました。町民が心配するような原発だとか核燃料の最終処分場が来ないという回答だというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと。まだいろいろ聞きたいことはあるんですけれども、もう一つの点がありますので、次に進ませてまいります。

国民健康保険税を引き下げることにについてですけれども、厚生労働省が8月26日に平成22年度の暫定概算医療費というのを発表しました。3兆6000億円だそうです。全体では3.9%の増加で、70歳未満の国保は8兆3000億円で前年に比べて2.2%増加ということです。

あと、70歳から74歳が3兆5000億円、75歳以上、これは後期高齢者分というふうに読みかえてもらってもいいんですけれども、1兆7000億円で全体の35%で、これは前年に比べて5.5%の増加です。概算医療費の1人あたりは、70歳未満は国保は24万6000円、これは被用者保険というほかの保険なんですけれども、これは14万1000円です。70歳から74歳までが57万6000円、75歳以上は90万1000円ということです。

町の保険料は、平成21年度に28%値上げをしました。その結果、国保税については、前年に比べて1億8850万円増加をしました。医療費は減少したため、基金に7000万円を積み立てたほか、3億1735万円の黒字でした。22年度も基金に1億5000万円を積み立てたほか、4億5276万円の黒字ということになりました。30億円規模の国保会計で6億円もの剰余金が出るというのは、これは異常だと思います。このままの方式を使っていると、来年度も6億円から7億円の多額の黒字が予想されております。

議長（久保秀雄君） 10番原澤議員に申し上げます。

ただいまの質問に対しては、さきの質問者より同一内容の質問がなされており、重複しておりますので、視点を変えて質問してください。

10番（原澤良輝君） 町長に伺います。

昨年の6月議会で、3年間のうち初年度の黒字は当然の結果だと端的に言いました。しかし、2年目も大幅黒字、3年目も2年目以上の黒字が見込まれると。これはもう当然ではなくて、推計の見込み違いではないかと考えますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 各種の要因によって医療費給付金が減っているというのは事実でございます。

先ほどお話がありました。全体的に国平均で医療費が3.9%あるいは4.2%伸びているという指摘がありました。数字は確認しておりませんが、ご承知のとおり、平成20年に、21年度以降の国保税を決定するときに議論されましたのは、今後の高齢化率の上昇等々を勘案して、医療給付費については約4%伸びるだろうという推計のもとに議論がなされたというふうに承知しております。

そのときの4%の推計というのは、今まさに原澤議員のおっしゃった実績数字というものに近いものですから、その推計がおかしかったということにはならないと思います。結果的に町内での医療給付費が少なかった。つまり保険加入者並びに町民の方々が健康に留意されたという結果だろうというふうに思っております。

なおかつ、今ご指摘のありました医療給付、23年度がどうなるかというのは、これは推計値で、現在のところまだ当然まとまっておりますが、予算を検討した段階では2000万円程度の赤字が出るであろうという計算にはなっております。この辺については医療費そのものの問題ですから、何度もご説明していますように、インフルエンザがはやるのか、あるいは新型インフルエンザが発生するのかといったような医療費に大きく響く不確定要因がありますので、何とも言いがたいところです。今ご指摘の1点だけでございます。

基金のほうで言うと、30億円規模の会計を回すのに6億円が異常であるかということだろうと思っています。異常というのは非常に多いのかということ。基金ですから、多ければ多いほどいいという言い方もありますが、そういうものでもない。これについては、町財政全般的な話でも既に何度もご説明しているとおりですし、どのぐらいが適切かということがあろうと思います。しかしながら、余剰金なり6億円と言われている中で、前年度から繰り越してきていますのが3億1700万円、それから、ことしも一般会計からの法定外繰入金3500万円が入っております。

これらのことを考えてですね、なおかつ今の繰越金のもともということになると、よくご存じのように、平成20年に基金がなくてどうしても回らないということで、法定外繰り入れで1億8000万円入れています。そういうものが繰越金の形で出てきているということですので、その分を引いて計算させてもらいますと、いわゆる2億5000万円が突発的事由に対処するための金としてあるということですから、会計規模の10%以下、約8.3%です。この数字というのは、ほぼ適正といいますか、今ご指摘のように膨大な額であるというふうには思っておりません。今、ご質問はそこまでですね。ということでは。

議長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君質問席）

10番（原澤良輝君） 町は第1次総合計画というのを平成20年に策定をしました。基本計画構想は29年度までの10年間です。ただ、実施計画というのは3年間として、毎年度見直すローリング方式を採用しておりますけれども、このローリング方式というメリットと採用した理由というのを説明していただけますか。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 総合計画については、当然のことながら、どういう方向に行くのかということで長期を見据える必要があります。これについては10年ということですし、その中で中期計画、短期計画、これは当然あるわけです。したがって、それは5年という切り方もありますし、3年という切り方もあるだろうと思っています。

ローリングということについては、その時々、1年経過すれば1年だけ条件の変更がある、2年経過すれば2年だけ変更があるということですから、どの時点かで見直さなきゃいけません。それについて、5年間は絶対見直さないよという言い方ではなくて、必要なときには見直す、その時点でそのときの条件を入れながら将来を見据えていくということなので、ローリング方式をとるとするのは硬直的にやらないということですから、それで適切なんだろうというふうに理解しております。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君質問席）

10番（原澤良輝君） ローリング方式のメリットというのは、その時々柔軟に対応できると、そういうふうに今説明を受けました。私もですね、国保税を3年間固定したというふうな形で、去年の場合は1年しかたっていないんだから、まだわからないよというふうに言っていました。ことしはもう2年たちました。2年たって、1年目でも事情が大分変わっています、2年目でも事情は変わっていますというふうな形です。20年から比べればもう3年たっているわけですがけれども、平均で医療費の伸び率というのは1.13%です。事情が物すごく変わっている。なぜ変わったかという、20年のときに1人当たり年間90万円かかるお年寄りの方が別の組織に3200人移ったと。これはそのところがやっぱり医療費が大幅に6%もふえなかったと。

町長は4%というふうな言い方をするんですけども、審議のときは6%というふうな言い方をして、それでやりながら予算書は4%しか計上しなかったというふうな、我々でいえばごまかされちゃったんですけども、そういうふうなやり方。なので、そのところは例えば2年たったので、2年目で事情は変わったんだから見直して、23年から25年までの23年、24年、25年の3年間の計画をつくるというふうな形の柔軟な対応が必要じゃないかなというふうに、やっぱりそのメリットというのは生かして、硬直的に考えないでというふうなことがいいんじゃないかというふうに思っています。

それで、多分、町長は2000万円の赤字になるというふうに今おっしゃったんですけども、そんなふうには実際には思っていないんだと思います。多分、ことしの同じ方法でいけば6億円から7億円の黒字になりますというふうな言い方を私はします。町長は2000万円の赤字になるというふうに言っちゃったんですけども、大丈夫ですか。ローリング方式で変えるということ。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） この数字については、昨日の答弁と重なってしまいますが、数字だけちょっと確認しておきます。

その医療費の伸びが6%だか4%だかというのはありますけれども、検討の当初において、毎年国保税で約10億円納めていただかないと国保会計が回っていかないという数字

がお示しされています。それについては、現在の経済状況等々からいって国保税、これで10億円を集めるのはとても無理だろうという皆さんのご判断があり、国保税については、毎年8億円程度を国保税にお願いしようではないかということで結論が出たわけです。

そのことが、その前に比べると28%の値上げだという議論になっているわけですが、28%については前にも言っていますように、それ以前に改定されていなかった分、それから3年間を見通しての数字だということで、どうしても大きな数字が出てくるということですが、そのことは何かといいますと、8億円を国保で納めていただくのと、それ以外の国庫支出金であるとか、あるいは町のほうで繰り入れる金、これは法定外繰り入れとは別に基本的な繰入金ですね、等々を勧案しても、やはり1億円程度の赤字が毎年累積するだろうという中で、それが出てもそれ以上の国保については納めていただくのは難しいだろうというご判断があって決定されたというふうに理解しています。

そういう中で、今ご指摘がありました。平成21年度に医療費給付が少なくて、20年度よりも下がって給付費が少なかったではないかということですが、その原因について、今、原澤議員は、従前の計算をやっていたときの高齢者、それが別の組織に入ったんだから当然だというご指摘がありましたけれども、その辺の議論が明確に提示されていなかった、あるいは意識されていなかったということで、医療給付費の減の要因が十分に分析できていなかったということです。それで22年度に入り、22年度については医療費が約2.7%だったですか、数字は後で確認しますが、若干伸びているということで、23年についても現在、先ほどの予算上の計算でいきますと2000万円程度の欠損が出るという形です。

この欠損というのは、今、原澤議員が、もし基金やその他のものを全部取り崩してなおかつ出るというご理解だと、そうじゃなくて単年度分ですけれども、単年度分については、従前の20年に見通したときはもっと大きな赤が出るということでしたけれども、この間の医療費の趨勢等を見ながら、2000万円程度の赤でおさまらるだろうと。これがインフルエンザが出ないとか、風邪がはやらなかったということになれば、当然、黒字ということもあると思います。

それで、今の質問のポイントです。なぜローリングをしなかったかということについては、今申し上げたようなことで、それで国民健康保険会計が回るということで国保税を決めたわけではないと、赤が累積していくけれども、そのことは目をつぶって、ここまでしか国保税としてお願いできないということで決めた水準ですから、そのことについて3年間お願いしたということもあるので、即時その見直しに入らなかったということですし、なおかつ、この議論については、私も今年度から始まったとは申しません。昨年度の末から始まっております。

医療費の問題として見通しが非常に難しいという点と、先ほど申し上げた国保税の設定の仕方が会計が完全に回るというものでもなかったこと。しかし、現実的には剰余金が出ているということは率直に認めます。という中で、ことし24年度から見直し、もともとどのぐらいの国保税を負担していただくかということを検討することにしておりまして、その時点でやっていくということでございます。

を語る上で税徴収や町民負担をどう考え、どのような方向にしていくかは、町の各種事業に直接影響することは言うまでもありません。そこで、その税金の将来の方向性や展望、減少を食いとめる方法や増収方法についてお聞きします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 非常に幅広いご質問でございます。

まず1点、今、民間会社との比較があったわけでございますけれども、確かに民間企業の存立目的というのは売り上げをふやすこと、言ってみれば収入を拡大することということになりますけれども、その前提というのは自分のところで、例えば製造業であれば製品をつくっており、その製品が非常に高品質で、それを利用することが消費者、需要者にとって非常に利益がある、つまり自分の会社の製品が非常に自信がある製品で、多くの人に購入されるということが、買ったすべての人によって好ましい結果を生むんだということがあるからこそ、売り上げがふえるということが全体としての公共福祉が増加するんだという議論につながるんだと思います。

一方、公共サービスというのは何かといいますと、国であれば国民、県民であれば県、市町村民であれば市町村ということになりますけれども、それぞれの段階で自分が直接調達するのが難しいサービス、自分じゃできないもの、それをそれぞれの部分、部分について公共的に提供をするのが国、県、市町村であり、その代償として、これは横断的であったり、かつ公平ということが大変大事だと思いますけれども、税という形で負担するということで成り立っているわけです。

そのことをさらに言いますと、町が行っています公共サービスというのは、言ってみれば、国、県に比べて住民の非常に身近なところでそこをカバーしていますので、個人の私的活動と色々な意味で入り組んでいる。どんな例を挙げてもそうだろうと思います。そういう特性はあることはあるんですけれども、住民がある意味、共通して必要とするサービスを最も効率的に提供していくということは、国・県、市町村、いずれも変わらないと思います。

ですから、税収がふえればいいんだ、つまり住民負担は多ければ多いほどいいということにはなりません。このことについては、決定的に民間企業と自治体というものに差異があるというふうに思っています。そんなことは当然お気づきだと思いますけれども、あえて言うと、税額を上げることが市町村運営の目的であるということではないというのを最初に申し上げさせていただきたいと思っています。

そして、そこから先です。国の基準、勉強会というご指摘がございました。町では、みなかみ町税条例等、税の賦課あるいは徴収に関する条例があります。この条例の根拠というのは、地方税法が根拠となっています。ご指摘のように、地方税法の中では地方公共団体の課税権を認めていまして、都道府県あるいは市町村が税目、あるいは地方税の賦課徴収の手続を、その法律の中で規定されておりますけれども定めることができる。これは当然範囲がありますし、標準税率がありますが定めることができるということになっています。結論的に言いますと、みなかみ町は基本的に一番多い大多数と横並びになっていると。

いろんな数字はありますけれども、一言で言えばそういうことになっていると思います。

それで、そのときに、先ほど標準的なのという話がありました。地方自治体が課税する場合、通常よるべき税率という形で標準税率が定められていまして、この標準税率というのは、地方交付税を総務大臣が算定するときに、基準財政収入額の算定の基礎として用いられている。その市町村がどういう率を使っているかが、この標準税率で収入があるものということで計算されるということです。

したがいまして、実態的に申し上げると、特別な場合を除いて標準税率以外の税率を定めるというのは、自治体運営として非常に困難であるというのは率直な事実でございます。これが先ほどおっしゃった国の指示、勉強会等を通じてほぼ同じ税金になっているということだろうと思います。

それで、税金をどうするんだというご指摘だと思います。これについては、負担の公平を確保すると。これはどうしても大切な視点です。そのことは何かというと、課税したのについては納めていただくということが大事だと思っています。そういうことで、平成18年、滞納整理室を設置しまして適切な収納に努めているところです。この適切な収納ということについては、昨日、高橋議員のほうから、職員が大変苦勞して本気でやっていると、町長は理解しているのかというご指摘があったように、滞納整理室で非常に頑張ってくれているということです。

その結果どうなのかということについては、平成18年が現年課税の徴収率が95.8%です。それ以降、96%、96.9%、95.7%、95.6%と、税率変更がないというか、若干動いているというか、どう言えばいいのかわかりませんが、いずれにしても平成18年からのこの95.8%というのは、その前に比べると非常に改善された数字です。滞納整理室の努力というのが顕著にあらわれたというふうに評価しています。

今後、それをどうやっていくんだということについては、きのうもちょっと申し上げたように、いろいろな手段がありますけれども、課税したのについては適切に収税していくということが大事だと思っています。今、質問の最後のほうで、今後どうするのかということでもございましたので、そこを今お答えしたほうがいいでしょうか。それとも改めてご質問いただく……。

(「いいですよ」の声あり)

町 長(岸 良昌君) そうですか。はい、わかりました。

いずれにしても、将来の方向性、展望、あるいは税収の減少を食いとめると、そういう方法については、財政推計、これをやらなきゃいけませんので、先ほどの長期計画あるいは財政計画等々の中でも推計します。その中で税の推計も当然実施しているわけでございます。マクロ的に言いますと、人口推計、これはどうしてもこの間、毎年500人ずつ町民の数が減っているということもありますし、将来的にも人口が減っていくだろうというトレンドになりますので、課税額は減少していくというのはこれは考えられるところです。

みなかみ町については、平成22年4月に過疎地域自立促進特別措置法の対象地域の指定を受けた、要するに過疎地域になったという言い方ですけれども、そのことによって各種の製造業であるとか、旅館業等々の投資に対して、2700万円以上の償却資産につい

では3年間課税免除になりまして、その分については町の税収が直接には減りますけれども、地方交付税の中で算入されるということなので、町にとっての税収が減らずに投資した方についてはメリットがあるということですから、これを活用して新規の投資、これについては新しい方に来ていただくということもありますし、現在の方に新規に投資していただくということもございます。

いずれにしても雇用力の強い旅館業であるとか、その他の産業というものについて、減らないように頑張ってもらうための各種の施策を展開するということが重要だと思いますし、新規の立地等についても向けてやっていくということが必要だと思います。

あとは、税収と投資の関係をどう考えるんだということも含まれていたと思いますので、それを申し述べさせていただきますと、この間も努めてまいりましたように、まず、経常経費率を下げるということについては必須だと思っています。どこまで下げることができるか。昨日も代表監査委員からご指摘がありました。この間、みなかみ町としては、経常経費率を下げるということで、大変な効果が上がっています。どこまで下げ得るのかということもございますけれども、客観的には下げる方向に努力するということはあるんだと思っています。

そしてまた、投資的経費については、この間、相当程度みなかみ町は投資的経費に充当してきています。これについては、みなかみ町という新しい町の中で、何度も繰り返していますけれども、上毛高原駅から後閑駅というエリアについては、全体をみなかみ町の中核としてきちっとした整備をこの間やっていく必要がある。これをそんな先に持って行って税収が減る、あるいは将来の税収が見通せない中で、基本的に必要な社会資本の整備というのを遅らせるわけにはいかないという認識で、前倒し的にやっているところです。したがって、社会資本整備については、今後は徐々に落ちていくという町政の展開を想定しておると。これについては、いろんなときに今までも述べてきたとおりでございます。

そのほかにもございますけれども、税収と、そしてどこにそれを使っていくんだというマクロ的な考え方としては、今申し述べさせていただいたとおりでございます。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君質問席）

4番（前田善成君） どうも増収という話をすると、何か増税みたいな話になってしまったので、そういう意図でしゃべったわけではないんですが、増収するのは一番恐らく行政の中で愚の方法だと思いますね。だから、それをせずに有効なお金をどうやって、ある収入を大きく見せたり、取れるところからちゃんと取って助けるところにちゃんと分配するか、それは理解しているつもりでこの質問をさせていただいているんですが。

それなので、今さっきちょっと国のほうの指導の話をも町長もされたんですが、実はその辺のところも実際、固定資産税、特に建物とか土地についてはある基準を設けて、群馬県のほうだと群馬県固定資産審議会というところで基準値になる土地の値段を決めて、それで各市町村の税務責任者のほうに幾らで見てくださいというような通知が来るようです。このことは、埼玉県なんかでは公表されているんですけども、群馬県では公表されていないので、それについて問い合わせがあるようなことがあるみたいです。

この中で、例えばなんですけれども、一律に本来だと税金について基準価格とかを設けて取っているという話になっているんですが、その中には市町村だとかの環境だとか、その立地条件によって控除だとか補助をしなければいけない規定が設けられています。この規定については、今さっきも言われているように、ある程度、市町村に裁量として任されています。市町村課に問い合わせると、各この利根郡でも数パーセントの固定資産税の違いが見えていると。それはもう誤差の範囲ということではなくて、その事情をかんがみると仕方ないこととです。

ただ、それを表に出して話をするということというのは、今、個人情報保護法の問題等があったり難しい。ただ、寒冷地としてみなかみ町は位置していますので、寒冷地控除ということで考えれば、普通のところより税金が多少安くなっているはず。「のはず」という話なんですけど、どうも皆さんに聞くと、みなかみ町の固定資産税は高いよと。その高いよという話しか出てこないですね。本当だったら、普通に比べれば税金が安いのに高く感じてしまう。それについて、町長は原因等を、お話は聞いていると思うんですけども、そういうことを調べたり、例えばそれについて改善するような考えがあるかどうかお聞きします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 最後の改善という点はちょっと難しいので、少しお話しさせていただきます。

今のご指摘についてはですね、町税の税目というのは多々ございますので、それぞれのところで若干ずつ違う数字を使っている。例えば沼田市と大きく違っているのは、沼田市は制限税率のところまで使っている市町村民税の法人部分ですね、これについては標準についてみなかみ町で12%だったですかね、使っていますけれども、沼田市は上限の14.7%使っているといったようなことがあります。

今の寒冷地における木造家屋の固定資産税評価ですね。これについて、端的に申し上げて、みなかみ町については100分の25まで減らせるという上限値の100分の25の低減をさせています。これが沼田市でいえば100分の15までしか低減させていないということなので、率直にいうと固定資産税、特に木造家屋の部分については、算定の掛けている率が少ないというのは言えると思います。

ただし、今、なぜみなかみ町の固定資産税が高いと言われているという部分については、これは正確に分析したわけではありませんし、この議場で言うのが正しいかどうかわかりませんが、固定資産評価、これが具体的な評価額に対して課税の基準価格を決めるときに、現在、みなかみ町になりましてから、どの地域についても整合をとるということで、固定資産評価額の7割を課税基準値にするということで、この間、6年かけて平準化をしてきたところなんです。実態的にはこれは事実でございますが、旧の水上町において、その現在お願いしておる基準価格と数年前の基準価格と、これが差が出ているということで、その部分が固定資産税が高くなっているという言い方につながるのかと思います。

それについては何かということについては、先ほど前田議員からご指摘がありましたように、それぞれの自治体単位で各種の要因を勘案する中で定めてきたということだと思いますし、そのことは現みなかみ町として統一的に運用していこうということで、この間、おおむね是正が終わったというふうに理解しているところです。ちょっとご質問から離れ

たところもございますが、そのようなことをどのように税収増につなげていくかということになると、先ほどの過疎地域の特例的な税制を活用して誘致をするといったような形がダイレクトな活用の仕方かなと思っています。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君質問席）

4番（前田善成君） そうですね。今、町長が言われたような感じで物を言っているようです。特に固定資産税は、価格の上昇のときには3年間据え置いて、価格の上昇時に合わせた税率を掛けて、下降時は、本来だと下降したらすぐにそこに家屋調査を入れさせて、下降した価格で税を取りなさいというような指導になっているはずなんですけれども、どうして今みなかみ町の固定資産税が高いのか。

特に木造に関しては、今、町長が説明されたように、寒冷地なんかの特例のそういう数字が使われるんですが、事業者に対してはほとんどそういうものは使われませんね。1%ないし2%。逆に言うと、固定資産税は全国统一、特に建物に対しての課税は同じなんです。それと東京なんかで持っているビルだとかと同じような規模、同じような構造でつくられているものについては、みなかみの奥地でつくられたものについても同じように課税がかかる。そのことについて、要はその税金に対し、価格、その評価値に対してそれだけの経済性だとか利便性がないのに、これだけの税金がかかってきてしまう。それが主な原因になっているように考えられます。

これは仕方ないということもあるんですが、今、町長が言われたように、過疎地にうちの町はなった。これは対外的には悪い印象ですけども、税制的には、今言われたように、2000万円以上の改修をしてもらえば、税優遇が3年間受けられる。ただ、この話なんですけど、なかなか大手の旅館だとか製造業の方というのは知り得てないですね。このことというのは、今さっき民間会社でいえば大口の納税者なわけですよ。その納税者に、有利な納税の方法もそうですが、そういう運用の方法を教えるということもやっぱりサービスの一つになってくるだろうと。

今は、例えばですけども、そういう地元の企業を育成するということを考えて、固定資産税を安くする方向で皆さんを助けると。この経営が大変な時期ですから、そういうことをすることによって逆に言えば雇用をふやしてもらったり、新しい収入を得るすべを得てもらって、住民税なんかに反映してもらってあとで返してもらおう。これは国がやっているような法人に対しての税制優遇と同じだと思うんですね。

そういうことを、やっぱり逆に言うと真剣にやっていかなくちゃいけない時期になっていると思うので、その辺について町長のほうのお考え、特に固定資産税の軽減や町内業者の税制優遇について、そういう過疎債をうまく利用して、もうちょっと広い範囲でやれるようにしていく方法について、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） まさに過疎地域、過疎化による自立支援地域ということですけども、過疎地域というのは人口が減っているという要因によって、そのことによって特別の国の支援がもらえると。非常に有利な制度に適用されたというふうに思っていますし、今、新規の

投資について3年間の固定資産税の減免があるんだということについて、知られていないというご指摘でございましたけれども、ちょうどその投資額の2700万円が下限となっていますのは、言ってみると、旅館さんが別棟とか離れを建てるといったような規模なんです。要するにちょうどいい投資の規模だと思い、この過疎指定を受けたときから観光協会であるとか、あるいは商工会経由でその事業者に対しては十分PRしてきたというふうに思っています。

まだ不足であれば、さらに徹底するようにしますが、その前に、今ご指摘ありましたように、2700万円だ、3000万円だと言ったって、今、銀行から借りて投資できるんだというような企業さんが少ないというのが率直な実態でございますので、そのところをどうするんだということだと思います。

固定資産税、直接のご質問ではございませんでしたが、今ご指摘のあった中で、固定資産税を何とか下げる方法はないかということだったと思います。今、話がありましたように、同じ建物をつくるときに、東京で建てたときとみなかみ町で建てたときとどうなんだと。土地代を外すと、恐らくいろんな意味でほぼ同じだけの金がかかってしまうだろうと。じゃ、東京なら部屋代2万円で設定できるけれども、みなかみ町だと1万円しか設定できないだろうと。それはそのとおりだと思います。

とは言いながら、固定資産税の評価というのは、先ほどから原則で申し上げているとおりの税目でございますし、我がみなかみ町の税収において固定資産税の占める比率というのは非常に高いので、このところを安易に下げるとすることは、全体の回しの中から非常に難しいと思っておりますし、先ほどもご説明しましたように、その土地の価格等に7割水準を評価基準として設定するということについては、基本的に全国一律の取り扱いになっていると思っておりますので、その方向は変えることは難しいかなと思っております。

ご質問の一番のまとめが、過疎地域の税制の優位性を十分活用すべきだというご指摘でございますので、それはやってきたつもりでございますし、さらに強化してやっていきたいというふうに思っています。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君質問席）

4番（前田善成君） 例えばですね、今、町長が確かに皆さんにPRしている。PRしているんですけども、その投資をするのに使えないというのも本当の話だと思うんですね。ただ、例えば、これは恐らく住民感情の中にあると思うんですが、進出企業に対してうちの町が行った、みなかみ町なんかの人口減だとか就職の減少なんかがあるから、それはいろんな意味で希望が持てたり、いろんなことはしました。

ただ、そのときに、例えば条例改正をして開発時の緑地の割合の低減を行ったり、税金の減免を行ったりして誘致をした、そういうことがあるわけですね。それに対して議会も町当局も、恐らく新たな雇用、特に就職というものを期待してそういうことに乗っていたはずなんです。でも、皆さん、恐らく住民の方は思ったほどではなかったというのが率直な意見だと思います。

そういうことを考えたときに、今、最初のほうにも言いましたけれども、まだまだ職員

の方に早期退職を求めているよううちの町は財政だということであれば、逆に企業の誘致をして、誘致をした企業の方々に対しても、ある程度、財政面で町に対して協力してもらおうような働きかけだとか、考えを持っているかどうかについて、またちょっと再度お聞きしたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 財政面で協力を求めるというのは、ちょっとイメージがわからないんですが、質問ではなかったんですけども、誘致企業について思ったほど地元雇用が出ていないと。これは町民感覚だと思いますし、議会の皆さんの感覚だと思いますし、その前の私どもの感覚です。これについては、1年ほど前、議会でもご説明しましたけれども、入ってきていただいた企業については、相当強力に地元雇用をふやしてくれという働きかけをやりましたし、それについては議員の皆さんにもご報告したとおりです。経済状況、いろんな状況から、急にさらに倍のラインを動かして雇用をふやすという状況にはないというのは、先方の状況については、これは経済状況ですから承知せざるを得ないのかなと思っていません。

なお、今、誘致した企業に財政的に協力をいただくということについて、今ダイレクトな動きはしていません。ただし、条例に基づく優遇措置の中では、直接、固定資産税の部分について戻すという話と、投資していただいたものについて、それを充てるという2つの方法が想定されていますので、これについては基本的に町内に新たな投資を相当額やっていただくという方向で行っていただくように働きかけたいと、実際思っているところでございます。

実は、あの条例に基づく企業認定というのをこの間、委員会のほうで決めていただきましたので、わかりやすく言うと、誘致しましたヤマキさんが条例の対象の企業になったということでございますので、そこの実運営については、今、前田議員がご指摘された直接の方法じゃないかもしれませんが、気持ちが同じような手法というのではないかとということで働きかけるつもりです。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君質問席）

4番（前田善成君） 特に緑地の軽減というのは、どこの市町村も実はこれはしないんですね。条例改正をしないで、恐らく特例として認めるんですね。なぜかという、工場を着手してからその項目が必要になるので、その話し合いのときに最終的な協議ができるのが通常です。だから、沼田市なんかのナショナル建材なんかもなかなか撤退できないのは、そのときの協議書があるからそういうことができない。そういうことも本来考えておいてもらえばよかった、これはちょっと話の外なんですけれども。

もう1点ですね、実は企業の税金というのは、本社がある市町村に企業の収益の企業住民税を全額払うものだというふうにみんなが思うんですが、実はそうじゃなくて、企業というのはどこで税金を払っても、その支店、営業所は構わないわけです。だから、基本的にはどこで税金を100%払っても、その収益に対してのものについては構わない。

そういうことを考えたときに、例えば今の進出企業、町に進出してきている企業とい

うのは何社もあるわけです。そこに本店が町にない企業というのはあるわけなので、通常だと従業員の雇用人数で案分するというやり方を多く採用しているようですが、そうじゃなくて、なるべくうちの町に税金を持ってきてもらうような、そういうような働きかけを企業誘致をする際に、もともとそういうものを協議書に入れるだとか、あとはこちらのほうで、今、外部委託の仕事を多く任せている会社さんにそういう話をして、従業員の数で案分してもらわなくて、もうかったうちの半分をこちらに入れてもらうと、そういうような働きかけを強くするつもりがあるかどうかお聞きしたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 今いろいろ言われましたが、最後の1つだけお答えします。

外部委託について、非常に関連の外部の活動があるわけですが、動き始める時点から相当程度お願いしてまいりましたけれども、やはり十分な形、我々が納得できるレベルで外部委託が町内業者に落ちていないというのが率直な現実です。これについては、やはり系列であるとか専用の関連会社だとか、いろんな形があっても必ずしも町内の方が外部委託を受けていないということがありますので、難しいいろんな話をする前に、その部分についてもさらに努力してもらうように働きかけていきたいと思っています。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君質問席）

4番（前田善成君） 基本的には町のことでありますから、町にやっぱり税金が多く入って、それで町の血税を使っているんなものを行っているわけですよ。実際、職員の方に早くやめてもらって、そういうものもそういうところに投資されていくわけなので、本当に安定した税収を考えたときに、本当のことを言うと地元の企業というのが一番大切になると思います。地域の企業をもう一度見直してほしいと。

本当に、外部から進出してくる企業は、新しい風を入れてくれるので何となく希望が持てたり、そういう気持ちはわかります。でも、地元の企業で世界で一番になっているような企業もありますし、海外進出をしているような企業もあります。この企業たちの雇用的人数や規模を考えると、そういう進出企業の採用人数だとかに負けないだけの労働機会を地元の企業で与えられることができます。地元の企業も、外部並みに土地の所得や事業所得の優遇なんかを考えてやって、そういう地元の企業で新しい地元の雇用を生み出すような考え方を持ってほしいと思います。

群馬県も、5月議会で群馬県中小企業顕彰を議会発議で制定しています。これは子供が地元の企業に就職したり地元で起業したり、そういうことを県が主に推進していく。このことによって、教育現場で地元の企業で働くことを先生たちが公にいいことだよと言うようなことができる、そういうチャンスは今もらっています。これを地元の企業の育成のチャンスと考えて積極的に政策や提言に使って、子供たちが地元に残る、本当に活気がある、そういうような町政につなげていってほしいと思います。これで1回目の質問を終わりにします。

次に、体育施設の運営について質問します。

観光地として、また、合併により他町村より多くの体育施設やグラウンドを抱えるみな

かみ町、その維持費は合併当時から幾度となく議題に上がっています。しかし、その施設の運営やその方法は、旧町村で不統一だったり、住民には統一感が感じられません。そこで、これから各施設の運営方法をどのように考えて、どうしていくのか、考えをお聞きします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 簡単に答弁いたします。

観光地として、あるいは合併により多くの体育施設、グラウンドを抱えているというご指摘ですけれども、これについてはみなかみ町の公共施設をどうするんだということで検討いただいた報告書がありますので、何度もお答えしていますように、それに基づいて今後とも統合整理を進めていくという原則は変わりません。

今のご指摘は、今あるやつについての利用の形態について統一感がないというご指摘だと思います。一言でお答えすると、体育施設として教育委員会が所管していますものについては、この6年間をかけて統一的な取り扱い基準に整理することができました。ただし、今ご指摘がありましたように、我がみなかみ町については観光施設という位置づけの社会体育施設的なものがあります。これらが学校教育のほうで所管しています体育施設と整合のとれた取り扱いになっていないというのは、ご指摘のとおりだと思います。

それぞれの観光施設として位置づけられた施設間の取り扱いの均一化を図るというのは、この間やってきておりますけれども、それが社会体育施設との関連ということになると差が出ているということがあります。原則的には社会体育施設、町内の方々の利用をメインに考えるということと、観光施設、観光振興のために施設を使ってもらおうと。前提は違いますけれども、内容的には似ていますので、これをさらに統一しろというご指摘はあり得ることだと思っています。

ただし、そのときに配慮しなければいけないのは、実態的に今利用されている方、あるいはそれまでの取り扱い方の経緯等々がありますので、社会体育施設だけの統一をするのに6年かかったと今申し上げましたけれども、すべてのものの統一的なる取り扱い方と、もしそれをやってよければですけれども、に持っていくにしても、もう少し過去の経緯とか、今の利用状況等々を考えながら整理していく必要があるかなと思っています。

もし具体的に、こういうものとこういうものがほぼ同じなだけども、こういう取り扱いが違っていると今問題になっていけば、そういうところから直していくというのが1つの切り口かなというふうに思っています。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君質問席）

4番（前田善成君） 基本的にうちの町というのは、恐らく体育館だとか野球場というのは物すごくあるんですね。だから、前橋市と比べて例えば体育館は倍ぐらいで、野球場も同じぐらいあるんですね。30万人の都市と大体同じようなものを持っているわけです。

ここで少し、体育館というものを教育ということで考えるだけじゃなくて、今、東日本大震災のおかげで、逆に言うと被災地の方々の生活を奪ったばかりじゃなくて、北関東とか東北に集中していたJウイングなんかの運動施設が壊滅的な被害を受けているんですね。

本格的に運動を行っていたノンプロだとか大学の皆さんは、実は練習するスペースがなく、関西のほうに練習場を求めて宿泊して練習している団体なんかもある。Ｊリーグの関係者なんかは、実は関越自動車道は今までであったんですけども、東北とのアクセスが悪くて群馬県というのに考えていなかったんですが、北関東自動車道の開通に伴ってその問題がなくなったので、首都圏から近くて各地に結構整備されたサッカー場がある群馬県に注目していると。

このことをうまく村の集客につなげようと思って、ことし川場村は４月に利用者の誘致やグラウンドの運営を含めた形でサッカー場の発注を行っています。これによって、首都圏のＪリーグの下部団体の少年サッカーを中心に誘致ができるようになりました。そこで、地域の住民の健康増進、教育施設としての利用とか、そういう側面もあるのは重々承知しているんですが、ＤＣだとかそういうことを絡めた中で、運動施設がたくさんあるというその優位さを対外的にＰＲして、そのことをやっぱりネット配信で、この施設の利用方法だとか料金だとか予約の状況を公に出すことによって、これにより観光地の集客につながっていくというふうには考えられます。

特に、利用率を上げて、悪玉になっていた運動施設を、逆に言うとうちの町の宝物として扱えるような、そういう考え方にしていける大きなチャンスだと思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 北関東自動車道の効果もあるということです。率直に申し上げて、事実ですから申し上げますけれども、大学等で合宿を福島、岩手でやっていたのがみなかみ町に入っている、今おっしゃったのは群馬県に入っているということですが、みなかみ町に入っているというのは事実としてございますし、多分、８月の民宿等の利用はそういう部分でふえている分も多いんだと思います。その事実については率直に認めます。

そしてまた、昭和村にサッカーグラウンドがあり、川場村もサッカーグラウンドを整備すると。これについては、外部からの誘致ということもありますし、あるいは群馬県の大大会、利根郡の大大会はどこでやるんだというときに、全部そっちに行っちゃうというのもそれでいいのかという点もありますので、みなかみ町、やはり利根郡の町村の中では一番大きいわけですから、川場村、あるいは昭和村が考えていらっしゃるような施設が今後も必要なんだろうなというふうには思っています。それはまだ具体的には動いておりません。

さて、ＰＲが不足ではないかという点でございます。今、現実的に合宿等がふえていると申し上げましたけれども、違う形でいうと、教育旅行協議会が体育施設を使った活動も含めて体育活動と、あるいは環境教育等々とタイアップしながらこのような施設が使えるということの広報もやっているとございますし、それぞれの単位の民宿組合さんが、うちの民宿街にはこういう施設が使えるよということも情報発信していただいていると思っています。その町としての情報発信は、例えば教育旅行であるとか、それぞれの宿泊地のＰＲですとか、これについてはＤＣも絡めて情報発信、相当強力で展開してきたつもりです。

１点、体育施設の利用率を上げるという点ですけれども、例えば合宿にしても大会にし

でも、1年前に計画をつくりたい、半年前に計画をつくりたい、そのときにこの体育施設は使えるのかということになると、先ほど申し上げましたように、今まで地元の方が使っておる、あるいは地元の調整を3カ月前にやっているとか、うちは1カ月前にやるんだと、それぞれの施設の個性がありますので、利用率を上げるというために合宿、スポーツ大会等々で利用したいということを決めるべき時期と、その体育施設が使えるかどうかという決定できる時期のずれというのがあるので、やはり観光に特化あるいは優先した施設運営と、そして地域の活動に重点を置いた施設、これの仕分けというのを、言ってみれば皆さんの合意を得ながらつくっていくということが大事なんだろうと思っています。

利用率を上げるということは、ご指摘のとおりだと思いますし、そういうふうに努力したいと思っていますけれども、どの施設についてそういう優先的な取り扱いをすべきなのか、少し実態に即して個別に検討する必要があると思っています。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君質問席）

4番（前田善成君） 今、町長が言われたように、地元の人たちが長くやっぱりいろいろな運動で使っている、それを無視しているんなことはできない、それは重々承知しているんですね。ただ、町長が思われている以上に、うちの町というのは施設がたくさんあるんですけども、ないと思われている。なぜかという、ザスパ草津が、実はこっちの草津じゃなくて、冬場は伊勢崎と前橋を主にサッカー場等を使いたいと。それで夏場の涼しいときに川場と昭和と言ったんですね。調べてみたら、一番グラウンドがあるのはみなかみ町だと。それでみなかみはどうなんだという話がやっぱり来たのも本当の話なわけです。

なぜかという、その学習アドバイザーというのが沼田の知人なものですから、その人を通じて、みなかみってどのぐらいのグラウンドがあるのということを本当に問い合わせが来ています。現実には、うちが持っている寺間の運動公園なんかはよくできた公園で、あそこの野球場なんかは本当に正式な公式戦ができるようなグラウンドを持っているんですね。その近くに逆にサッカー場もある。

近くのスキー場なんかも、実際、今は指定管理を受けているんですけども、その寺間の運動公園を全部イベント会場としていろいろ使いたいと。夏場はスキー場にサマーグレンデとしてスノーボードの大会だとかイベントを誘致して、近くのアウトドアの会社さんとタイアップして、夏場にある程度、冬のための囲い込みを行いたいと。そういうことをやりたいんですけども、なかなか使い方だとか規制だとかいろいろあって、例えばですけれども夜は使えないとか、そういうものがあると。

そういう中で、今言ったようなうちの宝になるかもしれないそういう施設をうまく使う、今ルールづくりと言われたんですけども、そのために例えばですけれども、どのぐらいのそういう予約状況があるだとか、そういうことを一元的に管理できるところをつくれる考えがあるかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） 最後の一元管理の話です。一元管理は難しいと思っています、端的に言って。経営的に申し上げるとですね、社会体育施設につきましては、水上地区、月夜野地区、新

治地区ということで、それぞれ核になるポイントを置いて、月夜野総合体育館と水上社会体育館、そして新治B&G海洋センター、その管理人がそれぞれの地域の体育施設の受け付け、貸し出し、管理業務、これについて一元的にやっています。

それぞれのところでいつから予約できるのかというのは、今までの仕掛け等々によって差はあります。という制度はつくっていますけれども、これを先ほど申し上げたように、すべてのいわゆる体育施設と言えるようなものを一元管理するというのは、なかなか難しいと思っていますので、そこに踏み込む前にほかのことをやるべきだろうというふうに思っています。

今ご指摘のあった寺間の各運動施設、利用率が低い中で、ノルンスキー場だと思えますけれども、夏場の活動として利用してもらっている、これをもうちょっと利用しやすくできないかというような個別の話があるかと思えますけれども、それは周辺の方々に迷惑にならないようにどういう利用形態があるのか、その辺は調整する中でやっていかなきゃいけないと思っていますし、そういう条件を抜きにして、単に町がもともとこういう約束だから使っちゃいけないよというような制限をかける気はありません。

なるべく有効に効率的に、あるいは多くの方が来ていただけるように、想定していないイベントも短期間で入れていくとか、そういう活動をやっていらっしゃいますし、それは制限は町としてはかけているつもりはありません。ただし、周辺の住民の方々と問題が起きることだけではないように指導しているところです。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君質問席）

4番（前田善成君） ノルンなんかもそういうふうに、周辺の人に気を使って一生懸命いろんなことをやっているのは本当です。その中で、逆に言えば有効に、その運動の優位性というのが、だから例えばですけれども、ことしも寺間の運動公園を使うことで、250人ぐらいのお客さんが来たい。でも、その条件がなかなか合わないの、それを断るとするのが本当の話だと思うんですね。

それで、例えば昭和村のグラウンドが全部で4億円、あそこで宿泊客をとれるように、土日しか稼働しなくてもそれを5年間で4億円の借金を返しています。本当にグラウンドというのは、実は首都圏、特に埼玉を含めた神奈川、埼玉、東京でこれだけのグラウンドというのはほとんどないんですね。ほとんどフットサルしかやってないわけですよ。

そこでやっぱりちゃんとした選手としての育成をするときに、Jリーグの下部団体といっても、学校の高校生から中学生、小学生まで、そういうJリーグに関係する人たちというのは15万人ぐらいいるわけですよ。その人たちの練習の場所を提供することによって、少なくとも地元の人たちとバッティングしないようなスケジュールは組めるはずなんですね。なぜか。それは余暇ではなくて、ちゃんとした練習として組んできますから、平日の午前中でもよければ平日の夜でもいいわけです。

そういうような形で、なるべく取り込んで運動場、今、宝の運動場と言いましたけれども、実は合併のときに結構うとまれていたので、整備が整っていなかったりとか、壊れてしまっている施設も往々に多く見られるのも本当だと思うんですね。そういうところをも

う一度整備したり運用していくための新しい資金調達として、そういうものを入れていって観光に広げていく。特に中規模から小規模の旅館さんにとっては、これは本当にホッケ一場の例もありますけれども、それが経営の母体になっていくのも本当の話だと思いますので、そういうことを加味した中で有意義に運動施設を使っていただきたいと思います。

特に観光資源とか有名なものがない自治体は、今スポーツ施設でまちおこしをしようとしています。例えば富山で、カヌーでまちおこしをしているのも本当の話ですよね。そういうことを考えたときに、温泉施設があって自然があって、それでこれだけのもともつくてある、投資しなくていい運動場を持っているみなかみ町がそういうことを対外的に発信することによって、そういうところに負けることはまずないというふうに考えます。なので、そういう施設の有効活用やその施設の整備を要望して、一般質問を終わりたいと思います。

議長（久保秀雄君） これにて、4番前田善成君の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

以上で、議事日程第2号に付された案件は終了いたしました。

休会の件

議長（久保秀雄君） お諮りいたします。

明日9月9日から、9月15日までの7日間は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、明日9月9日から15日までの7日間は、休会とすることに決定いたしました。

散会

議長（久保秀雄君） 9月16日は、午前9時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（10時41分 散会）